

令和6年度ヘルスケア関連サービス創出・販路拡大推進事業 委託業務に係る企画提案指示書

1 委託する業務名

令和6年度ヘルスケア関連サービス創出・販路拡大推進事業委託業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の流行等により、在宅勤務など企業における従業員の働き方や、健康に対する意識が変化しており、企業が従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が更に広がっている。このことから、企業向けの心身の健康課題の解決や健康増進に資する、デジタル技術等を活用したヘルスケア関連サービスの開発や参入促進に向けた研修会の開催、アドバイザーの派遣、ニーズ調査に基づくマッチング支援、新たなサービスモデルの作成と事業化の促進、などを実施することにより、ヘルスケア関連サービス産業を振興し、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図る。

3 委託業務の内容

(1) ヘルスケア関連サービス産業参入促進研修会

デジタル技術等を活用し、道内で、新たなヘルスケアサービスの開発や新規参入を促進するための研修会を開催する

- ア 開催日程 契約の日～令和6年9月の間
- イ 開催場所 札幌市内（1回）
- ウ 参加企業 道内のIT企業やヘルスケア関連企業、ヘルスケアサービスに興味のある企業等（20社以上）
- エ 実施内容
 - (ア) 専門家等による講演
 - ・テーマ「デジタル技術等を活用したヘルスケアサービスの開発や市場動向、健康経営に取り組む企業に求められるヘルスケアサービス」等
 - ・講師は1名
 - (イ) サービス事例の発表
 - ・道内外の中小企業等によるデジタル技術等を活用したヘルスケア関連サービス事例を発表
 - ・1社以上
 - (ウ) 意見交換会・交流会（講師、参加者、事例等発表者）
 - (エ) 参加者へのアンケートの実施

(2) アドバイザー派遣

道内外の専門家等を委嘱し、デジタル技術を活用したヘルスケア関連サービスの開発や改良、企業課題の解決等に向けた助言を実施

- ア 派遣期間：契約の日～令和7年2月の間
- イ 派遣回数：計8回程度

※幅広い活用に向けた実施手法を検討し、効果的な事業周知や募集方法について検討すること

(3) ヘルスケアサービスの事業化促進

ア ニーズ調査

ヘルスケアサービスの活用が期待される道内の健康経営実施事業者等（健康経営優良法人認定取得企業、健康経営宣言事業所等）へヒアリングを行い、ニーズが高く、事業化の可能性が高いと考えられるヘルスケアサービスの調査を実施

(ア) 調査期限：令和6年(2024年)8月末日

(イ) 調査企業：15社以上

イ マッチング支援（適宜実施）

ニーズ調査により把握したニーズで、道内のヘルスケアサービス事業者で対応可能なものについて、事業者の紹介を行う。

・マッチング事例についてはPR資料を作成すること。

ウ 新たなサービスモデルの作成・事業化促進

ニーズ調査により把握したニーズで、既存サービスでは対応不可なものについて、受託者においてサービスモデルを作成し、事業化に向けた実証を行う。作成したサービスモデルは、事業化を促進するため、広く道内事業者提供し、興味を持った事業者とのマッチングを実施。

(ア) 作成モデル：1モデル以上

(イ) 実証期間：契約の日から令和7年(2025年)1月末日まで

・サービスモデルについてはPR資料を作成すること

※過年度のサービスモデルについて可能な限りPRを行い、事業化に向けた課題の明確化に努めること

(4) その他

・道内や他都府県等の最新動向や道内事業者等の状況や課題について適宜把握に努め、各業務の実施計画の策定や進捗状況、課題等についての報告・討議を行うためのミーティングを月1回程度開催すること（対面またはオンライン）。

(5) 事業実施報告書の作成及び提出期限

ア 事業実施報告書 2部

イ 事業実施報告書（概要版） 2部

ウ ア、イを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚

エ 提出期限：令和7年(2025年)2月28日

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関しては権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 本事業におけるアウトプット・アウトカム目標

(1) 本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意すること。

ア アウトプット目標

ヘルスケア関連サービス産業参入促進研修会、アドバイザー派遣の参加企業の合計

- が 40 社以上
- イ アウトカム目標
 - 正社員雇用数 4 名以上

※「正社員」とは、非正規雇用者（期間の定めのある労働契約を締結する労働者、派遣労働者、1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間を下回るものとして雇用される労働者、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されていない労働者を指す。）を除いた労働者を指す（この注意書きで記載する「通常の労働者」を指す。）。

※良質で安定的な正社員については、令和 6 年(2024 年)11 月末日までに目標の 8 割を達成できるように努めること

※「良質で安定的な正社員」とは、厚生労働省が「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」で示す要件（就労期間における所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均が 20 万 1,900 円以上であること及び月平均所定外労働時間が 20 時間以下であること）を満たす正社員を指す。

なお、当該要件は単年度における 1 ヶ月あたりの平均値であり、雇用開始時点から毎月、当該要件を満たすことを事業者を求めるものではない。

5 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約の日から令和7年(2025年)2月28日（金）まで

(3) その他

本業務は、令和 6 年度の国の補助金の交付決定（国庫補助内示）前の準備行為として行うものであり、交付決定（国庫補助内示）日や国における交付（内示）額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額を変更する場合がある。なお、交付（内示）額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

6 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1. 実施体制	
①	実施体制・役割等
2. 実施手法	
①	業務処理工程表・経費積算
3. 実施方策	
①	ヘルスケア関連サービス産業参入促進研修会
②	アドバイザー派遣
③	ヘルスケアサービスの事業化促進
4. 実績	
①	過去の実績
5. 追加提案（該当のある場合）	
①	追加提案

6. 道施策との適合性
② 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」
② 「パートナーシップ構築宣言」

※記載上の留意事項

- ・実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- ・業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。
- ・過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- ・追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。
- ・道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。なお、個人又は法人並びに複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認定証（写し）を提出すること。
- ・国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書を提出すること。

7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を持するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと

8 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料

- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和6年(2024年)5月23日(木)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(6)とおおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部
※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和6年(2024年)5月23日(木)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(6)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

10 その他(提案にあたり)留意すべき事項

- (1) 原則として委託経費の50%以上を、人件費(給与、講師謝金等)とすること。
- (2) 事業の周知などにあたり、ウェブサイトを構築し実施する場合は、原則として北海道のサブドメインを使用することとし、委託者からの求めに応じ、手続きに必要な情報を提供すること
- (3) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (4) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (6) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先
郵便番号 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎8階)
北海道経済部産業振興局スタートアップ推進室 健康長寿産業担当(担当:深井)
電話 011-206-5336(直通) FAX 011-232-2139
電子メールアドレス fukai.kazumi#pref.hokkaido.lg.jp
※@を#に変えていますので、@に置き換えの上送信願います。